

浄化槽工事業の登録（浄化槽法）

浄化槽工事業を営もうとする者は、原則として、都道府県知事の登録を受けなければなりません。（浄化槽法第21条（以下、「法」という。））

※土木工事業、建築工事業、管工事業のいずれかの建設業許可を受けている場合は、登録は不要であるが届出（特例浄化槽工事業者の届出）が必要。

※営業所の有無と関係なく、実際に浄化槽工事業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

1. 登録の有効期間

有効期間は5年（法第21条第2項）

有効期間満了日の30日前までに更新の登録をしなければなりません。

2. 登録を受けるための要件

営業所ごとに浄化槽設備士を置くこと。（法第29条第1項）

欠格要件については、法第24条第1項

3. 登録申請書類

高知県土木部土木政策課ホームページからダウンロードしてください。

	様式番号	書類の種類	要否		備考
			法人	個人	
登録申請書	第1号	浄化槽工事業者登録申請書	○	○	
添付書類	第2号	誓約書	○	○	工事業登録申請者が欠格要件に該当しないことを誓約する書類 申請者が法人であるときはその代表者が、個人であるときはその者が代表して誓約すればよい。
		営業所ごとに置かれる浄化槽設備士（各営業所1名）が、浄化槽設備士免状の交付を受けた者であることを証する書面	○	○	浄化槽設備士免状の写し又は浄化槽設備士証の写し
	第3号	工事業登録申請者の調書	○	○	法人にあつては役員全員の調書、個人にあつては本人又は法定代理人の調書
	第4号	浄化槽設備士の調書	○	○	営業所ごとに置かれる浄化槽設備士（各営業所1名）について他県の営業所のものも作成すること。
		浄化槽設備士の住民票の抄本又はこれに代わる書面 ※	○	○	外国人登録者については、住民票を添付すること。
		登記簿謄本	○		
		工事業登録申請者の住民票の抄本又はこれに代わる書面 ※		○	外国人登録者については、住民票を添付すること。

※役員とは、取締役、執行役、相談役、顧問、その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者を含む。

4. 手数料（県証紙）

新規の登録：33,000 円

更新の登録：26,000 円

5. 提出部数

2部（正本1、副本1）

6. 登録申請書類の提出先

高知県土木部土木政策課 建設業振興担当

高知県丸ノ内1-2-20

TEL：(088) 823-9815

FAX：(088) 823-9263

7. 登録を受けた後の届出等

(1) 変更の届出

登録を受けた後、次表に該当することとなった場合は、浄化槽工事業登録事項変更届出書（様式第7号）を必要な書類を添付して変更のあった日から30日以内に提出しなければなりません。（法第25条、浄化槽工事業に係る登録等に関する省令第8条）

変更の届出事項と提出書類

変更事項	添付書類	
	法人	個人
氏名又は名称	登記簿謄本	住民票の抄本又はこれに代わる書面 ※
住所	登記簿謄本	住民票の抄本又はこれに代わる書面 ※
代表者の氏名	登記簿謄本	
営業所の名称及び所在地	商業登記の変更を必要とする場合には登記簿謄本	なし
役員の氏名	登記簿謄本 新たに役員となる者がある場合には誓約書（様式第2号）及び当該役員の調書（様式第3号）	
浄化槽設備士の氏名及び浄化槽設備士免状の交付番号	当該浄化槽設備士の (1) 浄化槽設備士免状の写し又は浄化槽設備士証の写し (2) 調書 (3) 住民票の抄本又はこれに代わる書面	同左

(2) 廃業等の提出

(1) による届出のほか、次に掲げる事項に該当するに至った場合は、30日以内に登録を受けた都道府県知事に書面（特に指定された様式なし）をもって届け出なければなりません。（法第26条）

廃業等の届出

廃業等の届出事項	届出をすべき者
1 死亡した場合	その相続人
2 法人が合併により消滅した場合	その役員であった者
3 法人が破産により解散した場合	その破産管財人
4 法人が合併又は破産以外の事由により解散した場合	その清算人
5 浄化槽工事業を廃止した場合	浄化槽工事業者であった個人又は浄化槽工事業者であった法人の役員

(3) 更新の登録

浄化槽工事業の登録の有効期間は、登録を受けた日の翌日から起算して5年後の対応する日の前日をもって満了することとなっています。従って、その後引き続いて浄化槽工事業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければなりません。(法第21条第3項)

この場合、**従前の登録の有効期間満了の日前30日までに更新の登録に係る申請書類を、新規に登録を受けた場合と同じ方法で都道府県知事に提出しなければなりません。**(省令第1条)

(4) 標識の掲示

浄化槽工事業の登録を受けた者は、その**営業所及び浄化槽工事の現場ごとに、その見やすい場所に、様式第8号の標識(浄化槽工事業者登録票)**を掲げなければなりません。(法第30条、省令第9条)

(5) 帳簿の備付け等

浄化槽工事業者は、その営業所ごとに様式第10号による帳簿を備え、注文者の氏名及び住所、施工場所、着工年月日及び竣工年月日、工事請負金額並びに浄化槽設備士の氏名を記載しておかなければなりません。(法第31条、省令第10条第1項)

この帳簿は浄化槽工事ごとに別様にして作成しなければなりません。また、この帳簿には次の書類を添付しておかなければなりません。(省令第10条第3項)

- ① 処理方式及び処理能力を記載した書面
- ② 構造図
- ③ 様書
- ④ 理工程図

なお、これらの帳簿及び添付書類は各事業年度の末日をもって閉鎖し、閉鎖後5年間保存しなければなりません。(省令第10条第5項)

8. 浄化槽工事業者が建設業許可を取得したとき

建設業法に基づく土木工事業、建築工事業又は管工事業の許可を受けずに浄化槽法に基づき都道府県知事の登録を受けて浄化槽工事業を営んでいた浄化槽工事業者が、新たに土木工事業、建築工事業又は管工事業の許可を取得した場合には浄化槽工事業の登録は、自動的にその効力を失うこととされています。(法第33条第4項)

この場合には、建設業許可を受けた者は、遅延なく都道府県知事に対して特例浄化槽工事業者届出書及び必要な添付書類を提出しなければなりません。

浄化槽工事業者登録票の記載例

様式第8号

よこ 35 cm 以上

た
て
25
cm
以
上

浄化槽工事業者登録票	
氏名又は名称	〇〇 設備工業
代表者の氏名	〇〇 太郎
届出番号	〇〇 県知事(届一)第 号
届出年月日	平成 年 月 日
浄化槽設備士の氏名	〇〇 太郎

備考

浄化槽設備士の氏名は、営業所に掲げる場合にあつては当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名とし、浄化槽工事の現場に掲げる場合にあつては当該現場に置かれる浄化槽設備士の氏名とする。

※ 帳簿

帳簿の記載例

様式第10号

注文者の氏名又は名称	〇〇 太郎
注文者の住所	780-0000 高知市丸の内1-2-20 電話番号(088)823-1111
施工場所	上に同じ
着工年月日及び 竣工年月日	自 平成18年5月1日 至 平成18年5月20日
工事請負金額	500,000円
当該工事に係る浄化槽 設備士の氏名及び免状 の交付番号	〇〇 龍馬 第980000001号